認証の詳細

<家庭用簡易物干し>

- 目 次 -

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1 : 製造設備基準

表 2 : 検査設備基準

表3:型式区分(ロット認証と共通)

表 4 : 型式確認申請手数料

表5:型式確認試験の委託検査機関

表6:型式確認試験の有効期限

表7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

表8:工場登録・型式確認のSGマーク表示手数料

表9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限(ロット認証と共通)

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表10:ロット認証の委託検査機関

表11:ロット認証の申請手数料

表12:ロット認証のSGマーク表示方法

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1:製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

製造設備	技術上の基準
1. 合成樹脂成形加工設備	1. 適切に成型加工ができること。
(当該製造工程を有する場合に限る)	
2. 切断加工設備	2. 適切に切断加工できること。
(当該製造工程を有する場合に限る)	
3. 曲げ加工設備	3. 適切に曲げ加工ができること。
(当該製造工程を有する場合に限る)	от <u>го</u> уп- <u>ш</u> тумини се о пе
4 ch + (++n = =n/#	4
4. 穴あけ加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	4. 適切に穴あけ加工ができること。
5. プレス加工設備	5. 適切にプレス加工ができること。
(当該製造工程を有する場合に限る)	
6. 溶接加工設備	6. 適切に溶接加工ができること。
(当該製造工程を有する場合に限る)	
7. 研磨加工設備	7. 適切に研磨加工ができること。
(当該製造工程を有する場合に限る)	
8. 組立加工設備	8. 適切に組立加工ができること。
O. 和亚亚加工品以用	ひ. 週初に恒立加工がくこること。
ただし、合成樹脂加工設備、切断加	
工設備、曲げ加工設備、穴あけ加工	
設備、プレス加工設備、溶接加工設 備、研磨加工設設備及び組立加工設	
備、研磨加工設設備及び組立加工設 備で製造される部品の製造技術の状	
況により製造することが適切である	
と一般財団法人製品安全協会が認め	
る者は、当該設備の一部又は全部を	
備えることを要しない。	

表 2:検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

検査設備	技術上の基準	
1. 外観及び構造試験設備	1. 金属製直尺 (JIS:B7516 昭和 57 年) 又はこれと同	
	等以上の性能を有するもの。0.5kgf が測定可能な	
	ばねばかり又はこれと同等以上の性能を有するも	
	の。	
2.	2.	
(1) アームの耐荷重試験設備	(1) 重錘又は荷重試験機(0.5kgfの荷重を1分間加え	
	ることのできるもの)	
(2) アームの引張試験及び曲げ試	(2) 重錘又は荷重試験機(アームに対し、水平方向及	
験設備	び鉛直方向に 10kgf の荷重を 1 分間加えることの	
	できるもの)及び試験に必要な治具を備えている	
	こと。	
(0)	(a) TAT-11-11-7-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	
(3) ピンチの取付け強さ試験設備	(3) 重錘又は荷重試験機(ピンチに対し、鉛直方向に	
	5kgf の荷重を 1 分間加えることのできるもの)及	
	び試験に必要な治具を備えていること。	
(A) — 6 0 T= / / 74 } = \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$	/A)	
(4) フックの取付け強さ試験設備	(4) 重錘又は荷重試験機(フックに対し、鉛直方向に	
	10kgf の荷重を 1 分間加えることのできるもの)	
	及び試験に必要な治具を備えていること。 	
(5) フタンルの耐益素性試験迅供	(5) 乗録立は芸香計験機(フタン・ドロ対し 外南大向	
(5) スタンドの耐荷重性試験設備	(5) 重錘又は荷重試験機(スタンドに対し、鉛直方向	
(Ⅱ型のみ適用)	に 10kgf の荷重を1分間加えることのできるもの。 の)及び試験に必要な治具を備えていること。	
	め)及び試験に必要な石具を加えていること。 	
 (6) 掛け具の耐荷重性試験設備	 (6) 重錘又は荷重試験機(掛け具に対し、鉛直方向に	
(Ⅲ型のみ適用)	10kgf の荷重を1分間加えることのできるもの)	
(五至0)05週州/	及び試験に必要な治具を備えていること。	
	及び武獣に必要な石具を捕えていること。 	
 3.耐衝撃性試験設備	│ │3. 「家庭用簡易物干しの SG 基準」の3項の耐衝撃性試	
	3.	
 4. 定ひずみ環境応力き裂性試験	│ │ 4. 「家庭用簡易物干しの SG 基準」の4項の定ひずみ環	
サ・足びすが環境心力で表性試験 設備	境応力き裂性試験が実施できる設備をそなえてい	
以明	現心力と表に試験が失心とさる設備をとなんといること。	
 5. 安定性試験設備	るここ。 5.傾斜台(15 度まで徐々に傾斜角度を上げられるも	
(Ⅱ型のみ適用)	5. 順料日 (15) 及まで体々に順料用及を上げられるも	
(五至0707週月)	9 ,0)	

ただし、定ひずみ環境応力き 裂性試験設備及び安定性試験 設備について、その試験技術 の状況により、製一般財団法 人製品安全協会が認める者に あっては当該試験設備を備え ることを要しない。

表3:型式区分(ロット認証と共通)

SGマーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

要素	区分
形状	(1) 吊下式
	(2) 自立式
	(3) 引掛式
構造	(1) ピンチを有するもの
	(2) ピンチを有しないもの
材質	(1) 合成樹脂性のもの
	(2) 金属製のもの
	(3) その他のもの

表 4:型式確認申請手数料

登録工場が型式確認申請をする際に必要な金額(費用)は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	・申請手数料	三菱 UFJ 銀行
	11,000円/型式(税抜10,000円/型式)	東京公務部支店
	※外国からの送金時は税抜の手数料です。	普通口座 300447
		口座名 一般財団法人
		製品安全協会
		MUFJ Bank, Ltd.
		Tokyo-Komubu Branch
		Ordinary Account
		300447
		Consumer Product
		Safety Association
		(Swift Address)
		BOTKJPJT BOTKJPJT

委託検査機関

- ◆一般財団法人化学研究評価機構 高分子・評価センター
- ・ I 型(吊り下げ式)のもの 39,600円(税抜36,000円)
- ・Ⅱ型(自立式)のもの 48,400円(税抜44,000円)
- Ⅲ型(引掛式)のもの44,000円(税抜40,000円)
- ・ピンチがある場合は別途加算があります。 4,400円(税抜4,000円)
- ・フックがある場合は別途加算があります。 4,400円(税抜4,000円)
- ◆一般財団法人ボーケン品質評価機構
- ・ I 型 (吊り下げ式) のもの 20,790 円 (税抜 18,900 円)
- ・Ⅱ型(自立式)のもの 27,830円(税抜25,300円)
- ・ 田型(引掛式)のもの 24,090円(税抜21,900円)
- ・ピンチがある場合は別途加算があります。 19,800円(税抜 18,000円)
- フックがある場合は別途加算があります。3,300円(税抜3,000円)

・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。

・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。 また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用 を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表5:型式確認試験の委託検査機関

登録工場が型式確認申請をする際に必要なサンプル数と送付先は以下のとおりです。

	送付先	試験試料の数
型式確認試験の	◆一般財団法人化学研究評価機構	2棹/型式
申込先	高分子・評価センター	
	<大阪事業所>	試料を送付する際
	〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中 1-5-3	は、メモ添付等分
	東大阪市立産業技術支援センター内	かるようにしてく
	TEL 06-6788-8134 FAX 06-6788-7891	ださい。
	◆一般財団法人ボーケン品質評価機構	
	<生活用品試験センター>	

委託検査機関が案内する 方法によりお支払いくだ さい。 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 電話 06-6577-0124

表6:型式確認試験の有効期限

型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです。

認証日より2年間

表7:工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

型式確認で合格認証	E後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。	
表示方式	表示方法	
協会支給ラベル方式	図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。 台紙の寸法は 9mm×20mm です。 交付単位は 50 枚です。	
	① I 型(吊り下げ式)及び皿型(引掛式)のもの	
	対人賠債責任保險付款品安全協会	
	図 1 協会支給ラベルの場合	
	図 2 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。 台紙の寸法は 22 × 22mm です。 交付単位は 20 枚です。	
	② II 型 (自立式) のもの	
	図2 協会支給ラベルの場合	
	表示を行うためには、オンライン申請システムからログイン後「SGマーク表示数量申請」を行い、表8に示す手数料額を振り込んでください。	
	申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定 する場所に SG ラベルを送付します。	

自社表示方式

※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。

製品本体の見やすい位置に図2に示すSGマークを印字、刻印又は浮き出しで表示します。

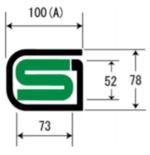


図3 自社表示

寸法: Aを100としたときの比率で表しておりAは3.0mm上です。

色彩:二色又は単色とする。

※図2に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。

指定の方法により製品に SG マークを表示し、原則 1 ヶ月毎に表示実績を報告してください。

このとき同時に表8の手数料を振り込んでください。

手続はオンライン申請システムの「表示数量申請」から行ってください。

表8:工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

SGマーク(SGラベル)の代金(費用)は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	・I型(吊り下げ式)及び皿型(引掛式)	三菱 UFJ 銀行
	2.2円/棹(税抜2円/棹) 東京公務部支店	
	・Ⅱ型(自立式) 普通口座 300447	
	11 円/棹(税抜 10 円/棹)	口座名 一般財団法人
	※1 SG ラベルの送付先が外国の場合には別	製品安全協会
	途送料が必要です。 MUFJ Bank, Ltd.	
	※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料で Tokyo-Komubu Branch	
	す。 Ordinary Account	
		300447
		Consumer Product
		Safety Association
		(Swift Address)
		BOTKJPJT

表9:SGマーク被害者救済制度の有効期限

SG マーク被害者救済制度の有効期限は以下のとおりです。

I 形 (吊り下げ式) 及びⅢ形 (引掛式) のものはなし II型 (自立式) のものは購入日より2年間

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表10:ロット認証の委託検査機関

ロット認証申請をする際の対象検査機関は以下のとおりです。

◆一般財団法人化学研究評価機構 高分子・評価センター

<大阪事業所>

〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中 1-5-3

東大阪市立産業技術支援センター内

TEL 06-6788-8134 FAX 06-6788-7891

<東京事業所>

〒135-0052 東京都江東区東雲 2-11-17

TEL 03-3527-5115 FAX 03-3527-5116

◆一般財団法人ボーケン品質評価機構

<生活用品試験センター>

〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24

TEL 06-6577-0124 FAX 06-6577-0126

く東京事業所>

〒135-0001 東京都江東区毛利 1-12-1

TEL 03-5669-1382 FAX03-5669-1381

<名古屋営業所>

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 1-25-15

TEL 052-231-0861 FAX 052-231-6006

申請窓口

<岡山生活用品試験センター>

〒700-0936 岡山県岡山市北区冨田 422-1

TEL 086-231-2700 FAX 086-231-0050

同等性検査を次の機関で受検することも可能です。詳細は上記までお問い合 わせください。なお、要する費用は国内の場合と同額です。

- 上海愛麗服装検験修理有限公司(中国)
- · 常州市波肯紡織検測有限公司(中国)
- 青島紡検験有限公司(中国)
- ·SGS 香港株式会社(中国)
- · SGS Taiwan Limited (台湾)
- SGS CSTC Standards Technical Services Co, Ltd. Guangzhou Branch (中国)
- SGS CSTC Standards Technical Services Co, Ltd. Hangzhou Branch (中国)
- ·財団法人 FITI 試験研究院 (韓国)
- ・PT. SGS INDOONESIA (インドネシア)
- ・SGS Vietnam Ltd. (ベトナム)
- ・SGS Thailand Ltd. (タイ)

8

表11:ロット認証申請手数料

ロット認証申請をする際に必要な金額(費用)は以下のとおりです。

ロット認証は同一の検査機関で、基準適合性検査と同等性検査を行ってください。

窓口	手数料	振込先
一般財団法人化	(1) 基準適合性検査(検査試料の数は表5と同じ)	委託検査機関が
学研究評価機構	・ I 型(吊り下げ式)のもの	案内する方法に
高分子・評価セ	39, 600 円 (税抜 36, 000 円)	よりお支払いく
ンター	・Ⅱ型(自立式)のもの	ださい。
	48, 400 円(税抜 44, 000 円)	
	・Ⅲ型(引掛式)のもの	
	44,000 円(税抜 40,000 円)	
	 ・ピンチがある場合は別途加算があります。	
	4,400円(税抜4,000円)	
	- ・フックがある場合は別途加算があります。	
	4,400円(税抜4,000円)	
	※基準適合性検査を受けた後、最大6か月は基準適	
	合性検査を免除し同等性確認検査のみで認証を受	
	けることができます。	
	(2) 同等性検査(①+②+③)	
	´┴ ・Ⅰ型(吊り下げ式)及びⅢ型(引掛式)	
	2.2円/棹(税抜2円/棹)	
	- Ⅱ型(自立式)	
	11 円/棹(税抜 10 円/棹)	
	② ロットの大きさ毎の額	
	ロット数検査料	
	650 以下 7,700 円 (税抜 7,000 円)	
	651~1600 15,400 円(税抜 14,000 円)	
	1601~400 30,800円(税抜 28,000円)	
	4001~10000 46, 200 円 (税抜 42, 000 円)	
	③ 同等性検査に要する旅費(委託検査機関の規程	
	に基づく額)	

一般財団法人ボ ーケン品質評価 機構

- 一般財団法人ボ (1) 基準適合性検査(検査試料の数は表5と同じ)
 - ・ I 型 (吊り下げ式) のもの 39,600円 (税抜36,000円)
 - Ⅱ型(自立式)のもの48,400円(税抜44,000円)
 - ・ 田型(引掛式)のもの44,000円(税抜40,000円)
 - ・ピンチがある場合は別途加算があります。 19,800円(税抜18,000円)
 - フックがある場合は別途加算があります。3,300円(税抜3,000円)
 - ※基準適合性検査を受けた後、最大6か月は基準適 合性検査を免除し同等性確認検査のみで認証を受 けることができます。
 - (2) 同等性検査(①+②+③)

(1)

- ・ I 型(吊り下げ式)及びⅢ型(引掛式)2.2円/棹(税抜2円/棹)
- ・Ⅱ型(自立式) 11 円/棹(税抜 10 円/棹)
- ② ロットの大きさ毎の額

ロット数検査料

650 以下 11,000 円 (税抜 10,000 円)

651~1600 17,600円(税抜 16,000円)

1601~400 30,800 円 (税抜 28,000 円)

4001~10000 44,000円(税抜 40,000円)

③ 同等性検査に要する旅費(委託検査機関の規程

に基づく額)

- 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。 また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用 を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表12:ロット認証のSGマーク表示方法

ロット認証方式で合格認証した後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

表示方式	『恰認証した後に貼付する Su マーク(Su ラヘル)は以下のとおりです。 表示方法	
協会支給ラベル	図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。	
方式	台紙の寸法は 9mm×20mm です。	
	①Ⅰ型(吊り下げ式)及びⅢ型(引掛式)のもの	
	対人賠債責任保險付 製 品 安 金 協 会	
	図 1 協会支給ラベルの場合	
	図2示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。	
	台紙の寸法は 22×22mm です。	
	②Ⅱ型(自立式)のもの	
	対人賠償責任伝染付 瀬入日より2年間 製品安全協会	
	図2 協会支給ラベルの場合	
	協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。 申請者は SG ラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付 してください。	

自社表示方式

※自社表示する 場合は、製品 安全協会に事 前の記載情報 登録が必要と なります。 製品本体の表面又は裏面に図3に示すSGマークを貼付、刻印又は浮き出しで表示します。

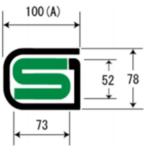


図3 自社表示

寸法: Aを 100 としたときの比率で表しており A は 5.0mm 以上です。

色彩:二色又は単色とする。

※図2に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。

申請ごとに表8の手数料をお支払いください。

【作成·改正履歴】 2025/1/1:料金変更